

加賀市の地域医療を守る条例

～市民が元気で安心して暮らせる加賀市を創ろう！～



今、なぜ地域医療を守る必要があるのでしょうか？

「健康長寿」は市民共通の強い願いです。

健康長寿とは「生涯にわたり健康な生活を送ること」です。

地域医療は、市民に必要な医療に対応した身近な医療提供体制であり、私たち市民が安心して暮らすために欠かすことのできないものです。

しかし、その地域医療はいま、様々な課題が生じており、さらに、超高齢化や担い手の減少などにより、今と同じように利用することができなくなることが危惧されています。

高齢者が増加
患者が増える



現役世代が減少
医療の担い手が
減る



全国的
医師・看護師
不足・偏在



将来的に
今までと同じように
医療を受けられなくなる!?

地域医療に関わるすべての人が地域医療の大切さに気付き、
一体となって今から取り組まなければならない問題なのです。

みんなで守ろう地域医療

どうすればいいの？

1 市民のみなさん（第4条関係）

（1）適切な受診行動

- かかりつけ医を持ちましょう。
- 緊急の時以外は、診療時間内に受診しましょう。
- 医師や看護師など医療の担い手に感謝の気持ちを持ちましょう。

（2）普段からの健康づくり

- 検診、健康診査、予防接種、健康づくりの事業などを積極的に利用しましょう。
- 良好な生活習慣を心掛け、日ごろからの健康管理に努めましょう。

2 医療機関のみなさん（第5条関係）

- 患者さんとの信頼関係を築きましょう。
- 医療機関相互の機能の分担と業務連携を図りましょう。
- 医療の担い手を確保し、良好な勤務環境を保ちましょう。
- 市が実施する検診、健康診査、健康づくりの事業などに協力しましょう。

3 市がやること（第3条・第6条関係）

- 地域の実情に合った救急医療体制の整備に努めます。
- 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報提供を行います。
- 石川県、関係医療機関、市民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めます。
- 医療、保健、福祉及び介護の連携を図る施策の推進に努めます。
- 健康増進のための施策の充実を図り、市民や市民活動団体が行う取り組みを応援します。